

令和8年（フ）第130号

鳥取県米子市塩町142番地 ロイヤルステージ塩町302号

債務者 川上 健太

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青戸 光一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月30日まで  
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第211号

長崎県西海市西彼町八木原郷3190番地39

債務者 立川恵李奈

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増崎 勇太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月9日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで  
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間

令和8年（フ）第167号

釧路市住之江町8番2号 ロマーヌ釧路第32103号

債務者 日下 公一

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第182号

釧路市大楽毛西1丁目11番17号

債務者 板井裕里子（旧姓小野）

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第184号

釧路市緑ヶ岡2丁目1ー23 内田マンション102、住民票上の住所釧路市緑ヶ岡2丁目1番22号 村松マンション103

債務者 吉田 彩

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
釧路地方裁判所民事部

令和8年（フ）第845号

仙台市青葉区高野原4丁目7番地の13

債務者 西川五輪男

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第140号

福島県いわき市泉玉露1丁目18番地10 医療法人泉心会 泉保養院、住民票上の住所福島県いわき市錦町南城35番地の3 B＆CⅢ2ーC

債務者 安島 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
福島地方裁判所いわき支部

令和8年（フ）第276号

茨城県水戸市小吹町705番地の8 タウンいずみ タウンこぶきユニット

債務者 倉金 生佳

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第90号

埼玉県坂戸市薬師町13番地1 ガーデンスクエア北坂戸404号室、申立時の住所茨城県日立市東金沢町2丁目23番16ー202号

債務者 富樫 直人

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
水戸地方裁判所日立支部

令和8年（フ）第97号

茨城県日立市金沢町4丁目17番11ー203号、前住所茨城県日立市大沼町4丁目19番10号

債務者 保田 美穂

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
水戸地方裁判所日立支部

令和8年（フ）第465号

栃木県河内郡上三川町しらさぎ3ー5ー2 上三川寮A棟225号室、住民票上の住所北海道松前郡松前町字札前37番地2

債務者 村岡 統太

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第518号

栃木県宇都宮市上戸祭町94番地55 らばーる上戸祭208号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2893番地1 らばーる鶴田町C

債務者 山崎 進

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第531号

栃木県鹿沼市日吉町713番地2

債務者 千葉 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年8月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第592号

川崎市高津区北見方1丁目12番20号 オレンジハイツ 205

債務者 岩谷 洋太

- 1 決定年月日時 令和8年8月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第601号

川崎市川崎区富士見2丁目5番12号

債務者 穂刈 隆二

- 1 決定年月日時 令和8年8月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第621号

川崎市川崎区観音2丁目1番12号

債務者 新藤 良

- 1 決定年月日時 令和8年8月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第74号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保247ー8 キャッスルメジェール第2三芳 402号室（住民票上の住所 新潟県三条市上須頃391番地2）

債務者 角田里英子

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月19日まで  
新潟地方裁判所三条支部